

水道メータ借用申請書

年 月 日

大 阪 市 水 道 局 長

住 所
氏 名

以下のとおり、水道メータの借用を申請します。借用については貴局の定めるところに従います。

給 水 装 置 所 在 地							
水 栓 番 号	専	号	給水装置 所有者				
借 用 理 由	(新 規 ・ 継 続)						
借 用 申 請 メ ー タ 数 (口 径 別)	mm 個		mm 個		mm 個		
借 用 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで						
貸 付 メ ー タ 取 付 明 細	取 付 水 栓 使 用 者			メ ー タ			
	業 態	氏 名		種別	口径	番 号	検 満 年 月
							年 月
							年 月
							年 月
							年 月

水 道 局 使 用 欄	受付	年 月 日	許 可 第 号
	備 考		

附录 2 200

第 号

年 月 日

水道メータ貸付許可書

様

大 阪 市 水 道 局 長

下記のとおり、当局のメータを貸し付けます。

給 水 装 置 所 在 地			
水 栓 番 号	専 号		
給 水 装 置 所 有 者			
貸 付 メ ー タ 数	mm 個	mm 個	mm 個
貸 付 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで		

貸付メータについての注意事項

- 1 メータの取付け、取外し及び修理に要する費用は、申請者の負担とします。
- 2 メータの検針は、当局では行いません。
- 3 メータは善良な管理者の注意をもって管理してください。注意を怠ったためにメータを亡失し、又はき損した場合は、局長が別に定める賠償金をいただきます。
- 4 メータに附属する部分の設置及び撤去の工事は、大阪市が指定する給水装置工事業者に申し込んでください。
- 5 メータの貸付期間は、1年以内です。引き続き借用する場合は、期間満了の日の1か月前までに借用申請をしてください。
- 6 貸付期間内であっても、当局の定めるところに違反したときは、貸付けを取り消しますのでご注意ください。